

第10章 販売取扱所

第1 販売取扱所について

販売取扱所とは、店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所である。「店舗」とは、建築物内において危険物を販売する施設をいい、その建築物の設置場所については問わない【昭和40年6月1日自消丙予発第99号】。

第2 第1種販売取扱所の基準

1 位置

政令第18条第1項第1号

販売取扱所の用に供する部分は、幅員4m以上の道路（規則第1条第1号に規定するものをいう。）に面して設置するよう指導すること。

2 建築物の構造

政令第18条第1項第3号、第4号、第5号

3 窓及び出入口

政令第18条第1項第6号

他の区画へ通じる出入口は、やむを得ないと認められる場合以外は原則設けないこと。また、他の区画への出入り口を設ける場合は敷居を0.15m以上高くし、自動閉鎖式の特定防火設備を設けること。

4 危険物の流出防止について

危険物が施設外へ流出する事のないように、流出防止の措置を講じるよう指導すること。

5 配合室

政令第18条第1項第9号

危険物を配合する室は、次によること。

- (1) 壁及び屋根は、耐火構造とするとともに、窓を設けないよう指導すること。
- (2) 貯留設備を設ける場合は、「第1章 製造所」第3、9の例によること。
- (3) 可燃性蒸気等の排出設備は、「第1章 製造所」第3、11の例により指導すること。

第3 第2種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 上階への延焼防止の措置

政令第18条第2項第2号

「上階への延焼を防止するための措置」とは、次のいずれかの措置をいうこと。

- (1) 第2種販売取扱所の外壁の上階との境界に、耐火構造のひさし（ひさしの突出部分の長さ及び幅は、1階の開口部の位置から、それぞれ0.9m以上とする。）を設ける。【昭和46年7月27日消防予第106号】
- (2) 第2種販売取扱所の上階の外壁が防火構造であり、かつ、当該販売取扱所の開口部の上端部から水平3m、高さ7mの範囲内における上階の開口部にはめごろしの防火設備を設ける。【昭和48年8月2日消防予第121号】

2 窓

政令第18条第2項第3号

- (1) 「延焼のおそれのない部分」は、第2種販売取扱所に隣接する建築物の外壁（建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分以外の部分との間に設ける壁を含む。）から、例図1、2及び3に示すとおり、それぞれ0.9m以上離れた部分をいうこと。【昭和46年7月27日消防予第106号】
- (2) 第2種販売取扱所の外壁に、長さ0.9m以上の耐火構造の袖壁を設けた場合、隣接する建築物の外壁（建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分以外の部分との間に設ける壁を含む。）から0.9m以内の部分であっても、「延焼のおそれのない部分」として取り扱うものとする。【昭和48年8月2日消防予第121号】
- (3) 隔壁には、窓を設けないこと。ただし、防火管理のためにやむを得ないと認められる場合は、政令第23条を適用して、必要最小限のはめごろし窓（鉄製枠の網入ガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。【昭和51年7月12日消防危第23-3号】